

若者世帯の皆さんへ！

市では、若者世帯の市外からの転入及びまちなかへの居住を促進するため、2つの奨励金交付制度を実施しています。
ぜひ、ご活用ください！



富士市若者世帯まちなか居住支援奨励金 アンダー 交付制度「まちなかU-40」

市の人口減少に歯どめをかけ、まちなかなどへの居住を促進するため、市内在住の若者世帯を対象に、住宅取得にかかる費用の助成を行う制度です。

受付期間

平成31年3月29日（金）まで

対象者（次の全てを満たす人）

- 市内在住であること
- 夫婦のいずれかが満40歳未満（申請時点）であること
- 住宅を新築または購入（中古住宅を含む）する人で、10年以上定住すること
- 市内に持ち家がないこと
- 富士市の税金を滞納していないこと など

対象住宅

- 玄関、居室、台所、トイレ及び浴室などを備え、みずから居住する住居であること
- 取得した住宅の費用（建物のみ）が500万円以上であること
- 居住用の床面積が50平方メートルを超えていること
- 所有権を共有する場合には、夫婦の持ち分が2分の1以上であること

対象地域

市内の商業系用途地域内（市街化調整区域は対象になりません）

奨励金の内容

	内容	助成金額
基準額	住宅取得（新築・購入）	50万円
加算額	市内事業者による新築施工 ※市内事業者(市内に主たる事業所を有する工務店や大工などの事業者)が新築した対象住宅を取得した場合。	20万円

申請方法

住宅取得計画書と必要書類（いずれも市ウェブサイトダウンロード可）を、直接住宅政策課（市役所7階）へ
※申請は、新築工事着工前または購入契約締結前に行う必要があります。

【市ウェブサイト】 暮らしと市政→暮らし・手続→住まい→移住・定住→富士市に住んでみませんか？→住まい→まちなか居住支援（まちなかU-40）またはマイホーム取得支援（富士市スミドキU-40プラス）

富士市若者世帯定住支援奨励金交付制度 アンダー 「スミドキU-40プラス」

人口減少の著しい若者世帯が市外から転入することを促進するため、若者世帯を対象に、住宅取得にかかる費用について助成を行う制度です。

受付期間

平成32年3月31日（火）まで

対象者（次の全てを満たす人）

- 市外に1年以上継続して居住していること（既に市内に転入済み場合は対象外）
- 夫婦のいずれかが満40歳未満（申請時点）であること
- 住宅を新築または購入（中古住宅を含む）する人で、10年以上定住すること
- 富士市の税金を滞納していないこと など

対象住宅

- 玄関、居室、台所、トイレ及び浴室などを備え、みずから居住する住居であること
- 取得した住宅の費用（建物のみ）が500万円以上であること
- 居住用の床面積が50平方メートルを超えていること
- 所有権を共有する場合は、夫婦の持ち分が2分の1以上であること

対象地域

市内の住居系・商業系用途地域内（市街化調整区域は対象になりません）

奨励金の内容

	内容	助成金額
基準額	住宅取得（新築・購入）	70万円
加算額	市内事業者による新築施工 ※左表と同じ。	30万円
	二世帯住宅として新規取得	20万円
	小学生までの子どもがいる世帯	10万円 (3人まで)
	首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）からの転入（申請時点で、1年以上継続して首都圏に居住していること）	50万円